

保育所・認定こども園 保護者 様

猪名川町生活部こども課長

保育所・認定こども園において新型コロナウイルス感染症患者が発生した際の対応について

平素は、本町子育て支援行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、兵庫県内や大阪府内において、新型コロナウイルスの感染症患者が再び増加し、兵庫県においては、令和2年7月30日に直近の新規陽性者の状況から「感染拡大期」に入ったと発表があり、今後、町内保育所・認定こども園におきましても、感染症が発生する可能性が考えられます。

つきましては、園児及び職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について、下記のとおりいたしますので、ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

下記の場合は、必ず 利用中の各園 または 猪名川町生活部こども課 (TEL: 072-767-7477) までご連絡をお願いします。

- ① 園児が新型コロナウイルス感染症患者となった場合
- ② 園児が濃厚接触者あるいは保健所・病院等の指示によりPCR検査の対象となった場合
- ③ 園児と同居するご家族の方が濃厚接触者あるいは保健所・病院の指示でPCR検査を受けた場合

1. 園児が新型コロナウイルス感染症患者となった場合

園児の感染が判明した日から、専門医等が快癒を認めるなど登園が許可されるまでの期間、出席停止とします。

2. 園児が濃厚接触者あるいは保健所・病院等の指示によりPCR検査の対象となった場合

- (1) 園児が濃厚接触者と認定された日から、保健所（伊丹健康福祉事務所）に指示された期間（おおむね2週間）、出席停止とします。
- (2) 検査結果が出た場合
 - ① 「陽性」の場合
「1. 園児が新型コロナウイルス感染症患者となった場合」に従って対応してください。
 - ② 「陰性」の場合
園児のPCR検査結果が陰性であった場合でも、濃厚接触者と認定された日から、保健所（伊丹健康福祉事務所）に指示された期間（おおむね2週間）、出席停止とします。
- (3) 出席停止期間中は、健康観察をしていただき、園との連絡をお願いします。

3. 園児と同居するご家族の方が濃厚接触者あるいは保健所・病院の指示でPCR検査を受けた場合

- (1) 当該園児は、同居者のPCR検査結果が判明するまで、自宅待機をお願いします。
- (2) 検査結果が出た場合
 - ①「陽性」の場合
「2. 園児が濃厚接触者あるいは保健所・病院等の指示によりPCR検査の対象となった場合」に従って対応してください。
 - ②「陰性」の場合
登園可能となります。
- (3) 自宅待機期間中は、健康観察をしていただき、園との連絡をお願いします。

4. 園児及び職員が感染症患者となった場合の臨時休業等について

園内における活動の状態、接触者の多少、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、総合的に考慮し、各園、猪名川町生活部こども課、伊丹健康福祉事務所等の関係機関と十分協議のうえ、最大2週間程度の臨時休業を実施する場合がございます。

この場合の臨時休業は保護者のみなさまへ連絡後、直ちに行うこととなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

保護者のみなさまへの連絡は、各園の連絡ツールにて行います。

5. 留意点

- ・「濃厚接触者」とは、感染症患者の感染可能期間（感染症を疑う症状を呈したまたは検査をした2日前から隔離開始までの期間）に接触した者のうち、感染症患者と同居あるいは感染症患者と1メートル以内かつマスクなしで15分以上の接触があった者など、周辺の環境や接触の状況から総合的に判断されます。
- ・各園で勤務する職員についても、園児と同様の対応を行います。
- ・園児の感染等による出席停止期間及び自宅待機期間又は各園を臨時休業した場合の保育料は、減免（日割り計算）となります。

6. 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

保育所・認定こども園において感染症患者が出た場合、園及び町は個人情報の取り扱いに留意する必要があり、感染した人の名前などの公表は行いません。人権侵害に繋がることがないように、各自ご配慮くださいますようお願いいたします。

《問い合わせ先》

猪名川町生活部こども課

(子育て支援担当)

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

TEL : 072-767-7477